

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書

利用者 (以下「甲」という。) と社会福祉法人知立市社会福祉協議会 (以下「乙」という。) は、乙が甲に提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、甲に対し、適切な介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント (以下「サービス計画書」という。) を作成し、かつ、介護予防支援または生活支援サービス事業の提供が確保されるようサービス事業者及びその他の事業者または関連機関との連絡調整その他必要な援助を行います。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、契約期間の満了日の14日前までに、甲から契約終了の申出がないときは、この契約は自動更新されるものとし、以後も同様とします。

(サービス計画立案の援助)

第3条 乙は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、サービス計画の作成を支援します。

2 介護支援専門員は、サービス計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を遵守します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、甲及び甲の家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めること
- (2) 当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること
- (3) 提供されるサービスの目標、目標の達成時期、サービス提供上の留意点を明記したサービス計画の原案を作成すること
- (4) 上記原案に位置づけたサービス等について、介護予防支援及び総合事業の対象なるか否かを決定したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を受けること
- (5) 甲が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと
- (6) その他、甲及び甲の家族の希望をできる限り尊重すること

(サービス計画作成後の援助)

第4条 担当者は、サービス計画の作成後において、次の各号に定める事項を遵守します。

- (1) サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと

- (2) サービス計画に位置付けた支援の期間が終了するときは、サービス計画の達成状況について評価すること
- (3) 甲及び甲の家族との連絡を継続的に行うこと
- (4) 甲の意向を踏まえ、必要に応じて要介護認定等の援助を行うこと

(業務の委託)

第5条 乙は、甲の同意を得たうえで、介護保険法（平成9年法律123号）第115条の23第3項の規定により指定居宅介護支援事業者に委託することができます。

2 甲は、前項の規定に基づいて委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

(契約の終了)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 甲が死亡したとき
- (2) 第7条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了となったとき
- (3) 第8条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了となったとき
- (4) 甲が介護保険施設等へ入所した場合
- (5) 甲が介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を希望し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者として登録された場合
- (6) 甲が要介護（介護1～5）認定を受けたとき
- (7) 甲が乙の担当圏域外へ住所を移動した場合

(甲の解約権)

第7条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1カ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 甲は、次の各号に乙が該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

- (1) 乙が正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき
- (2) 乙が、第10条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 乙が、破産等により事業を継続する見通しが困難になった場合
- (4) 乙が故意又は過失により甲及び甲の家族の身体・財産・信用を傷つけ、又は著しい不品行、その他この契約を継続したい重大な事実が認められる場合

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲に対し、甲及び甲の家族の非協力など甲及び乙間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがなく、この契約の目的を達することが不可能となったときは、その理由を記載した文書を交付し、14日以上予告期間をもってこの契約を解除します。

(損害賠償)

第9条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合には、速やかに甲の家族及び市担当窓口に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

2 乙は、甲に対するサービスの提供に伴って、乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を及ぼした場合には、速やかに甲に対して損害を賠償します。ただし、甲または甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額又は免除することができます。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第10条 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。

3 乙は、業務を行うために個人情報を用いる場合は、個人の権利利益を侵害することのないように最大限努めます。

4 乙は、甲または甲の家族の個人情報を用いる場合は、甲または甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲または甲の家族の個人情報を用いません。

5 乙は、第5条第1項の規定に基づき、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部指定居宅介護支援事業者に委託した場合において、甲または甲の家族に関する秘密保持について必要な措置を講じます。

(記録の整備、閲覧)

第11条 乙は、甲に対する介護支援サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より5年間保存します。

2 乙は、甲または甲の家族に対し、乙が保管する甲に関する記録、書類の閲覧、謄写にはいつでも応じます。ただし、謄写の実費は請求することがあります。

(その他)

第12条 本契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めのあるところを尊重し、甲、乙の協議により定めます。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、甲、乙は記名押印してそれぞれ1通を保持します。

令和 年 月 日

(甲) 住 所
氏 名 ⑩
署名代行者氏名 ⑩

(乙) 知立市東部地域包括支援センター
住 所 知立市八ツ田町泉43番地
法人名 社会福祉法人知立市社会福祉協議会
代表者 会 長 高橋 敦子 ⑩
(知立市 第2304400019号)